

記入例

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 世田谷区長

○○ 年 6 月 6 日

地方税法第321条の5の2及び世田谷区特別区税条例第34条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

特例の適用を受けようとする税額		令和 8 年 6 月以後 の特別徴収税額		
特例を開始する年月 をご記入ください。		月区分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額	7年12月	(臨時 1人)	(100,000 円)	
		常時 8人	2,000,000 円	
世田谷区以外の方も含めて、申請日からさかのぼって6カ月分の全従業員への給与等支払額の合計と人數をご記入ください。	月	(臨時 0人)	(0 円)	
		常時 8人	2,000,000 円	
事業所全体の人員及び支払金額	8年3月	(臨時 0人)	(0 円)	
		常時 8人	2,000,000 円	
※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	8年4月	(臨時 2人)	(250,000 円)	
		常時 9人	2,400,000 円	
	8年5月	(臨時 2人)	(250,000 円)	
		常時 9人	2,400,000 円	
世田谷区に住所を有する者の氏名	等々力 太郎 用賀 太郎 経堂 太郎			
太子堂 太郎				
区市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
申請の日前1年内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (年 月 日承認取消)			
	無			

【注意事項】

- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までにお願いいたします。
 - 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。
 - 滞納額がある場合は、この制度はご利用になられません。

【提出先】〒154-8504 世田谷区世田谷 4丁目21番27号 世田谷区役所 財務部 納税課 収納・税証明係